

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 個人県民税関係

新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする措置を講ずることとした。

2 法人事業税関係

(1) 所得等課税法人以外の法人で資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が一億円以下のもの等のうち次の法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。

ア 特定法人（払込資本の額が五十億円を超える法人及び相互会社等をいう。以下同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

イ 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものに有するものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和六年三月三十日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（アの法人を除く。）

(2) 当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金一億円以下のもののうち、前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、払込資本の額が十億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとした。

(3) 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下

「取得等の日」という。）以後引き続き有している等の一定の要件を満たす場合において、当該他の法人及び当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の日前五年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金一億円以下のもの等について、(1)ア又はイの法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正

公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴い、経過措置に係る規定の整備を行うこととした。

第三 施行期日等

1 次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

- (1) 第一の3の一部 公布の日
 - (2) 第一の2(2)及び第三の2の一部 令和七年四月一日
 - (3) 第一の2(1)及び(3)並びに第三の2の一部 令和八年四月一日
 - (4) 第一の3の一部及び第二 公益信託に関する法律の施行の日
 - (5) 第一の1及び第三の2の一部 (4)の施行の日の属する年の翌年の一月一日
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

1 認定こども園に配置する教育及び保育に従事する職員の員数の基準の見直し

認定こども園に配置する教育及び保育に従事する職員の員数の基準は、満三歳以上満四歳未満の子どもとおおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の子どもとおおむね二十五人につき一人以上とすることとした。

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 保育所に配置する保育士の員数の基準の見直し
保育所に配置する保育士の員数の基準は、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とすることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 公布の日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育及び保育に直接従事する職員の員数の基準の見直し
幼保連携型認定こども園に配置する教育及び保育に直接従事する職員の員数の基準は、満三歳以上満四歳未満の園児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の園児おおむね二十五人につき一人以上とすることとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 公布の日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県スタートアップ支援基金条例

- 1 積立て
基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとした。
- 2 管理
 - (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
 - (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えること

ができることとした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする事とした。

4 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる事とした。

5 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる事とした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めるところとした。

7 施行期日

公布の日から施行することとした。